

北東アジア地域の国立公園・保護地域の現状と今後の展開

東洋大学国際地域学部国際観光学科教授 薄木三生

はじめに

本論は、世界における最大規模の自然志向型ツーリズム（Nature Tourism）及びエコツーリズム（Ecotourism）資源であり、これらの活動の主要な訪問目的地ととらえられ得る国立公園・保護地域（National Parks and Protected Areas）の北東アジア地域における指定（Designation）・設置（Establishment）の状況を概観する。即ち、韓国、中国（除く台湾、香港、マカオ）及びモンゴルでのそれぞれの仕組みの特徴や法体系の整備状況等に関して、日本及び国立公園発祥の地アメリカ合衆国との比較分析を行う。さらには、今後の自然志向型観光ソフト・インフラストラクチャー整備に向けた展望を試み、北東アジア地域内協力の提案に結び付けることを目的としている。なお、同じ北東アジア地域にある朝鮮民主主義人民共和国（DPRK）と極東ロシアについては、本件テーマに関する各種資料の整備自体が十分ではない等の理由から、今回のレポートからは割愛するものとする。

なお、本研究は2005年度東洋大学地域活性化研究所内プロジェクト研究助成金を受けて進められた研究成果の一部である。

1．韓国の国立公園・保護地域

1.1．韓国の国立公園の成立と発展

韓国における公式の国立公園第1号指定は1967年の智異山国立公園（Chiri Mountain N. P.）であり、世界初の国立公園Yellow Stone（1872年）に遅れること実に95年という歳月を経ている。その背景としては、20世紀初頭～1960年近くまでの政治経済社会の不安定状況が続いた反面、

1962年にアメリカのシアトルで開催された第1回世界国立公園会議後に、世界各国で活発化した国立公園指定にいち早く呼応した結果でもあったと評価できる。

（埋もれ去った歴史）

1920頃～41年、国立公園指定に向けた動きが外部（日本）からの押付け的な国立公園運動として当初生じたが、韓国自身による運動とはなっていかなかった。即ち1929年には、日本の国立公園協会設立と同時に発刊された機関誌国立公園創刊号に、朝鮮の国立公園（候補地）に関する記述がある。同年、国立公園協会は、国立公園思想とこれの正当な理解の喚起を目的とした展覧会の中でも、朝鮮の金剛山（現DPRK）を紹介、宣伝し啓蒙活動を実施するとともに、白

頭山も国立公園候補地として紹介されている。

更に進んで1935年、日本の国立公園の父と言われる田村剛は朝鮮と当時の満州における国立公園設置に関して記述している。同年、内田桂一郎も、国立公園第10号及び第11号の誌上で金剛山を早期に国立公園指定すべくその保護対策に言及しているが、行政的に具体的な進展はなく、残念ながら候補地としての現地調査が行われた形跡はない。一方、田村剛は1940年、当時の満州国の招聘で厚生省から派遣されて、国立公園候補地の視察調査を行った帰路、朝鮮半島にも立ち寄り同様の視察調査を実施した。しかしながら、1941年の太平洋戦争突入によって、国立公園に関する調査を含めたすべての業務が中断することとなったのである。

（更に政治経済社会的な停滞期）

1945年の第二次世界大戦終結後は、アメリカの軍政を経て大韓民国政府が樹立され、同年、朝鮮山岳会なども創設されるが、1950年から3年余の韓国（朝鮮）戦争により、国土の大部分が焼土と化した。1951年の戦時下に制定された「山林保護臨時措置法」は、全国的に保護林の指定を進めようとするものであったが、応急措置にとどまり実効はそれ程伴わなかった。

（国立公園の指定と発展）

国立公園発祥の地アメリカが国立公園の国際運動化を開始したと評価される1962年6月の第1回世界国立公園会議（The 1st World Conference on National Parks ; Seattle, USA co-sponsored by the IUCN, US-National Park Service and US Congress of Natural Resources）に韓国も金憲奎氏を代表として派遣し、新たな展開の時代に入る。この年は、第1次経済開発5カ年計画が始まり、韓国経済の飛躍的発展の基礎が築かれてもいる。

翌1963年には智異山地域開発調査研究委員会が発足し、地域経済開発目的に更に国立公園としての資質開発目的が加えられた。地元の全羅南道求禮郡には官民一体の智異山国立公園推進委員会が作られ、道予算による車道が建設されるなど国立公園指定に向けた支援が活発化した。1964年には雪嶽山、漢拏山国立公園候補地の学術調査が実施され、1966～68年には、非武装地帯（Demilitarized Zone, DMZ）の学術調査も実施された。

1965年には、国立公園の所管が建設部（日本の建設省）に決定し、建設部国土計画局が国立及び道立公園に関する

「公園法」の起草を開始し、「公園法（法律第1909号）」は1967年3月3日に公布された。韓国の法体系は、施行令、施行規則を伴う日本の法律に類似し、施行令に基づいて国立公園委員会が設置されている。同年11月の第1回国立公園委員会で、智異山に加えて3調査対象地が確定されている。

時を同じくして1966年、国際自然保護連合（IUCN）の国立公園・保護地域委員会（CNPPA）は、トルコ、台湾及び韓国等の国立公園未設置国を指導のため視察し、同年の第11回太平洋学術会議が決議した勧告の中に、韓国の国立公園設定と天然資源の保護に関する条項が盛り込まれるに至っている。当時の韓国の専門家達も外圧をうまく利用したという穿った見方もある。

こうして1967年12月29日、韓国初の智異山国立公園が指定され、1971年までに順調に合計8国立公園の指定が進み、同年、民間の国立公園協会も設置された。一方では、都市への人口集中で都市が急激に成長し、野外レクリエーション需要も増大し、1978年までに合計13の国立公園が指定された。1980年には「公園法」が分かれて「自然公園法」と「都市公園法」とが制定公布されたが、日本とは異なり元

来1962年の都市計画法に基づいて扱われていた都市公園の体系の中に、1967年の公園法に基づく国立公園、道立公園も組み込まれていた。

1980年代の7国立公園の追加指定で韓国の国立公園は合計20箇所となり、1980年代に指定が始まった自然生態系保存地区（IUCN類型）の指定は2000年まで継続するものの、国立公園の指定作業自体は22年間でほぼ終了する。

1.2. 韓国の国立公園の現況

現在、韓国には16箇所の国立公園、1箇所の歴史的国立公園及び3箇所の海上国立公園の合計20箇所が指定（表1参照）されており、いずれもIUCNの類型ではの景観保護地域に分類されている。

国立公園以外の保護地域も2種類指定されている（表2参照）が、いずれも小規模なものであり、IUCNの類型ではに分類されている。

利用者数が多く韓国を代表的する5つの国立公園の土地所有別面積は表3のとおりであり、我が国の国立公園の最大地主が林野庁である現状と近似するものがある。ただし、韓国の国立公園の私有地は寺刹地を多く含み大韓仏教曹溪

表1. 韓国の国立公園、歴史的国立公園及び海上国立公園

番号・名称	English Name	Designation	面積 (km ²)	景観の特徴
1. 智異山	Chiri-san Mt.	29 Dec. 1967	440	Jura期花崗片麻岩、1,915m
2. 慶州（歴史）	Kyonhju	31 Dec. 1968	138	新羅時代の古都
3. 鷄籠山	Kyeryong-san Mt.	ditto	61	Taejon近郊の低丘陵性地塊
4. 閑麗（海上）	Hallyo-Haesang	ditto	510	内海地帯・島嶼
5. 雪嶽山	Sorak-san Mt.	24 March 1970	373	太白山脈奇岩、大青峰（1,708m）
6. 俗離山	Songni-san Mt.	ditto	283	南韓中央、老松
7. 漢拏山	Halla-san Mt.	ditto	149	火山1,950m
8. 内蔵山	Naejang-san Mt.	17 Nov. 1971	76	南西部、岩峰
9. 伽耶山	Kaya-san Mt.	13 Oct. 1972	80	韓国三大寺刹の海印寺
10. 徳裕山	Togyu-san Mt.	1 Feb. 1975	219	高原山岳地帯
11. 五台山	Odae-san Mt.	ditto	299	高山草原地帯
12. 周王山	Chuwang-san Mt.	30 March 1976	106	奇岩怪石、渓谷
13. 泰安（海岸）	Taeon Haean	20 Oct. 1978	329	西海岸、松林
14. 多島海（海上）	Tadohae-Haesang	23 Dec. 1981	2,345	南西端海岸景観
15. 北漢山	Puk an-san Mt.	2 April 1983	78	ソウル近郊の山
16. 雉岳山	Ch ilak-san Mt.	31 Dec. 1984	182	中央北部山岳
17. 月岳山	Worak-san Mt.	ditto	285	南韓中央部山岳
18. 小白山	Sobaeksan Mt.	14 Dec. 1987	321	中央東部山岳
19. 月出山	Wolchlul-san Mt.	11 June 1988	42	南西部山岳
20. 辺山半島	Pyonsan Bando Peninsula	ditto	157	西海岸南部の半島景観
合計	20箇所		6,473km ²	国土面積9.9万km ² の6.5%

注) IUCN類型の概要はおよそ次のとおりである。

- : 厳正な原生保護地域
- : 生態保護 + レクリエーション利用目的の国立公園
- : 天然記念物
- : 生息地 + 種保存のための管理地域
- : 景観保護地域
- : 天然資源の持続可能な利用を目的とした保護地域（e.g. 森林保護区等）

表 2 . 国立公園以外の韓国の保護地域

保護地域の種類・数	名称	指定年	面積 (km ²)
自然生態系保護地域 (Natural Ecological System Preservation Area),	Yong Marsh	1981	1.1
	Chiri-san Mountain	1989	20
	Nakdong河口	1989	34
	Woopo Swamp	1989	8.5
	Myongi & Chonggye Mt./Chojongechon河	1993	25
	Bam Island, Han河	1999	0.2
	Doon Chon Marsh	2000	0.01
7			
自然保護地域 (Nature Reserve)	Sorak-san	1965	174
	Hongdo Island	1965	6
	Halla-san	1966	92
3			
合計	10箇所		360km ²

宗が管理するため、純然たる私有地とは性格が異なっており、純然私有地は全国立公園面積の約20%程度である。

表 3 . 代表的な 5 国立公園の土地所有別面積 (上段 3 公園が利用者数ベスト 3 国立公園)

国立公園名	国・公有地	%	私有地	%	面積 (km ²)
2 . 慶州歴史	40km ²	29%	98km ²	71%	138
4 . 閑麗海上	385	75	125	25	510
5 . 雪嶽山	342	92	31	8	373
1 . 智異山	302	69	138	31	440
7 . 漢拏山	144	97	4	3	149
前20公園計		約68%		約32%	6,473km ²

注) 国・公有地が90%以上を占めるのは、雪嶽山と漢拏山の2国立公園のみ。

1 3 . 韓国の国立公園制度の概要

(指定目的と計画)

1980年の新「自然公園法」の第1条には「自然風景地を保護し、適正な利用を図り、国民の保健・休養生活の向上に寄与することを目的とする」と書かれており、1967年の旧「公園法」「適正な利用」が追加されている。多くの国で普遍的に見られるように、国外観光客を誘致し外貨を獲得すること、及び国立公園を囲む周辺一帯の地域開発の促進が期待されてもいた。一方、日本の国立公園制度に当るものはなく、国立公園の下に道立公園、郡立公園が設けられている。

公園指定基準は、日本同様にある自然公園法施行令第4条に以下のとおり規定されている。

- 1) 要素「風景」: 国立公園 公園の規模、雄大性及び季節的な変化性などから見て、大韓民国の代表的な自然景観地であること。
道立公園 公園の規模、雄大性及び季節的な変化性などから見て、道内の代表的な自然景観地であること。
- 2) 要素「産業」: 両公園とも 水力発電、鉱業、農業、林業、牧畜及びその他各種の産業開発により風景破壊のおそれが少ないこと。
- 3) 要素「地域別配置」: 両公園とも 地域均衡的な配置を

考慮すること。

(公園管理と許可権限)

用途地区の区分は、以下のとおり我が国よりも若干単純化されていることに加えて“Buffer Zone”の考え方が公園保護区域として導入されているのが特徴である。

- 1) 「自然保存地区」: 原始性、動植物や天然記念物が存し特別に保護する必要のある所。
- 2) 「自然環境地区」: 他の4地区を除いた全地区。
- 3) 「農漁村地区」: 農耕地又は農漁民の生活根拠地で環境を造成するのに適当な最小限の地区であり、指定以前からの住民の生活の糧となる活動は保障される。
- 4) 「集団施設地区」: 入園者への便宜供与、公園の保護管理のために公園施設が集団化された場所、又は将来集団化されるべき所。

附) 「公園保護区域」: 公園の保護のために必要な後背地又は進入道路周辺の一定区域。



写真1: 漢拏山国立公園の韓国最高峰(1950m)をのぞむ。植生回復のためこれより先頂上へは登山禁止中。

国立公園の許認可権限は、建設部長(現在は環境部長)に属するが、道知事委任事項も設定されている。ただし、規制行為の種類は全公園全地域一律であって、日本のように特別地域のさらにZoningによって差を設けてはいない。国立公園の管理は、当該区域を管轄する地方行政機関が主な任務を担っていたものの、1987年に建設部傘下に国立公園管理公団が作られ、現在は環境部に引継がれている。地方自治が非常に発展したイギリスとはやはり異なる管理機構である。

自然公園法に基づく公園管理員には司法警察権が付与されており、自然公園法違反の現行犯及び軽犯罪処罰法に規定された犯罪に対しては、逮捕等司法警察官吏としての職務が遂行できるのは、我が国よりも強い権限である。国立公園管理公団の主たる任務は以下のとおりである。

- 1) 自然資源の保護管理
- 2) 各種利用施設の設置及び維持管理
- 3) 道路建設
- 4) 入園料、使用料の徴収
- 5) 不法行為、不法施設設置の取締り
- 6) 清掃活動
- 7) ビジター案内
- 8) 自然公園法に基づく許認可業務

(国境を挟んだ国立公園：Trans-boundary Parks/Reserves Cooperation)

最後に朝鮮半島を自然保護面から安定化させようとのエピソードを紹介しよう。1994年初夏のとある日、バンコクの国連環境計画（UNEP）アジア太平洋地域事務所をアメリカ西海岸に本部を置くシンクタンク、ノーチラス財団が訪問。その目的は、朝鮮半島の二つの政府とも国境をはさんだ地帯を自然保護地域にすることに熱意を持っているので、是非UNEPに橋渡しをして欲しいというものであった。後日、バンコクの外交団筋で筆者が調べてみた結果、両国政府に対しては「UNEPが熱心なので」と言って回っているらしかった。UNEP本部では本件に異常なほど乗せられつつある職員も一部いたのであるが、ノーチラス財団というシンクタンクを通じてではあるが、このような事にエネルギーと若干ながらの資金を投入しているアメリカという国の総合力を痛感した次第である。

2. 中国の各種保護地域

国際自然保護連合（IUCN）の6委員会の中の1つ、筆者も地域委員を務めているCommission on National Parks and Protected Areas（CNPPA）の第1回東アジア地域会議（1993年、於いて北京）の開催以降、中国国内の統計数値も次第に明らかになってきつつあるが、国が広すぎる等ゆえの数値の不明確さが未だに残っている。ちなみに、CNPPA-East Asiaのメンバー国（地域）は、モンゴル、中国、朝鮮民主主義人民共和国、大韓民国、日本、台湾、マカオ、香港の8ヶ国と地域という構成で、政治問題とは距離を置いて自然保護面からの地域協力アプローチを推進してきている。その中でも中国の保護地域の統計に関しては、IUCN発表数字、中国環境保護局、中国科学院の専門家、各大学の研究者がすべて異なる数字を発表しており、最も

ニュートラルなはずのIUCNリストに、中国では国立公園に相当するはずの国家公園が明記されていないところが懸念材料ではある。

2.1. 中国の自然保護地域の成立と発展

中国の自然保護は、1956年の第1回全国人民代表大会3回会議92号案件に基づき自然保護地域の設定を開始したことに始まる。そのきっかけは、同年の林業部第7次全国林業会議において「天然林禁伐区」と「狩猟管理法案」が採択されたことに連動しており、アメリカによる世界初のイエローストーン国立公園とは何の縁もゆかりもないものと解釈されている。なお、中国では法律が未成立でも試行案や条例・規則が先行的に運用されることが特徴でもある。

中国科学院による1956年の第1号の設定は、広東（Guangdong）省の鼎湖山自然保護地域（Ding Hu Shan Nature Reserve）で、面積11km²という小規模なものであった。以来1965年までの10年間で設定された自然保護地域は19箇所、広大な中国国土のわずか0.07%にしかなかった。また、1966から1976年の文化大革命の混乱期には、自然保護地域の設定どころではなく、逆に自然破壊が進んだと報告されている。中国のいわゆる失われた10年である。1978年ようやく自然保護地域の設定が34箇所となったとおり遅々たる歩みであったことが判る。

1980年代に入って世界における地球環境問題への関心の高まりに呼応する形で、中国においても各種の環境保護法律の制定ラッシュに入っていく。これらは、環境保護法（1979年、採択は1989年）、海洋環境保護法（1982年）、森林法（1984年）、森林と野生動物類型の自然保護地域の管理に関する規則（1985年）等であり、1992年の地球サミットに向けて中国の環境問題や自然保護に対する取組の積極姿勢を示そうという意図がうかがわれる。

すなわち、1993年までに各種の保護地域（Nature Reserve等5種類）設定が791箇所と飛躍的に増加した。総計58.15万km²は、中国全土の6.06%で、日本の全国土の1.6倍に相当する。ただし、1994以降、1997年までの新規Nature Reserve設定は、安徽（Anhui）省1箇所123km²、広東省1箇所531km²、黒龍江（Heilongjiang）省2箇所2,420km²、湖南（Hunan）省3箇所2,509km²、内モンゴル（Nei Monggol）自治区1箇所1,360km²、四川（Sichuan）省4箇所1,509km²、雲南（Yunnan）省1箇所70km²であり、総計13箇所8,522km²と早くも新規設定の停滞期に入ったかのように見られたこともあった。

しかしながら、IUCNによる最新のWorld Database on Protected Areas 2005によれば、IUCN類型が2箇所、

類型 が1,921箇所、類型 が59箇所の合計1,982箇所もの保護地域が設定されており、その総面積145.11万km²は中国全土の15.12%にも及ぶ数値が並んでいる。IUCNやCNPPA-East Asiaにおいては、1998年以降のこれらの動向と数値の継続性や設定地域の自然保護施策の実効性について検討を加えているところなので、本論における数値は基本的に1997年までに使用されたものをベースとすることにした(表4参照)。

表4. 中国の各種の保護地域
(Nature Reserve等5種類)の発展

時 期	累積箇所数	累積面積 (km ²)	国土面積比 (%)
1965年	19	6,488	0.07
1978年	34	12,650	0.13
1982年	119	40,820	0.43
1987年	481	237,500	2.50
1989年	573	547,630	5.70
1991年	638	550,568	5.73
1993年	791	581,500	6.06
1997年	804	590,022	6.15

注) 第1回CNPPA-EA論文集及び林業部自然保護地域リストから、1997年は1997UN List of Protected Areas by IUCNからの数値を採用して編集した。

2.2. 中国の各種保護地域の現況

表4で示した保護地域の所管部局(省)別の保護地域類型が表5のとおりである。1979年の環境保護法は、最初の自然保護地域を指定した1956年法(案)を基礎にして、国、地方及び自治区は保護地域を指定できるものとし、生態系の特質、保護目的、行政システムの差によって以下に掲げる6分類を設けている(中国基準)。ここでも欧米、中でもUKコモンウェルス諸国がリードするIUCNによる類型との違いが微妙に表現されているのが特徴である。中国の分類のベースとなるものは、a) 自然度、b) 生物多様性

と希少性、およびc) 地域面積の3つとされている。

- 1) 分類「原生環境」: 代表的な植生、生態系の保護
- 2) 分類「二次環境」: 一旦は破壊された生態系が、復元回復可能な二次環境
- 3) 分類「生物種源」: 特殊な動植物、絶滅のおそれのあるか、ないしは希少な動植物を保護すべき地域
- 4) 分類「地質遺跡」: 地質学的に保全すべき地域
- 5) 分類「資源管理」: 適正な管理を行って保護と利用を推進する地域
- 6) 分類「国家公園」: 美しい景観を持つ自然環境、及び生態系を保全すると同時に観光にも役立つ地域(筆者注: IUNC類型 のいわゆる国立公園に相当する)。

2.3. 中国の各種保護地域の管理

(目的と管理主体)

1982年の憲法には、「国家は環境や天然資源を保護し、環境を汚染したり国民に害のあるものを除去する」といういわゆる環境・自然保護条項が盛り込まれている。これに基づき1989年の全人大大会で採択された「環境保護法: 77章33条で構成」の自然保護関連の主たる内容は次のとおりである。

- 1) 自然保護地域、森林、草原、遺跡、さらには観光地等を網羅、
- 2) 野生動植物の保護と合理的な利用の必要性、
- 3) 希少動物及び貴重な植物の保護の必要性、
- 4) 環境保護局及び関係各局による環境影響評価(EIA)の実施の奨励。

中国における自然保護には、以下のような8部局による関与があり、見方によっては日本以上の縦割り、開発担当省庁との連絡・調整も不足気味になりがちである点は否

表5. 中国の5種類の保護地域の比較表

名 称	国家級箇所数 省県級箇所数	面積 (km ²)	国土面積比、 %	管理主体	主なIUCN類型、 中国基準
林業自然保護地域 (Nature Reserve)	69 + 500	514,522	5.36%	林業部	1) 2) 3) 5)
国家公園	85 + 35	53,400	0.57%	建設部	6)
海洋自然保護地域	7 + 8	2,000	0.02%	国家海洋局	3) 5)
地質遺跡保護地域	6 + 34	小面積		地質鉱産部	4)
農地(草原)自然保護地域	2 + 58	20,100	0.2%	農業部	2) 5)
合 計	169 + 635	590,022	6.15%		

注) 第1回CNPPA-EA論文集及び林業部自然保護地域リストから、1997年は1997UN List of Protected Areas by IUCNからの数値を採用して編集した。

めない。

- 1) National Environmental Protection Agency(NEPA): 自然保護地域の総括的な調整を行うために1979年の環境保護法試行案によって国务院の下に置かれた。現在では、省に相当するState Environmental Protection Authority (SEPA) に昇格した。全国324市に事務所を持ち、職員数約3万人、内研究者数は約7,000人。
 - 2) 林業部(省): 全森林地域の90%を管理し、自然保護地域に加えて森林公園や森林農場も管理する。Nature Reserveシステム最大の地主、管理者であり我が国の林野庁にも相通じるものがある。日本との「トキ」の保護増殖協力を行っているのも林業部。
 - 3) 建設部(省): 風光明媚な自然保護地域、すなわち景観保護と人民による積極的な利用を推進するための「国家公園」を管理する。万里の長城や明の皇帝陵等の歴史遺跡、歴史的建築物・庭園等の文化遺産景観も含まれる。
 - 4) 農業部(省): 湿地、草原、砂漠、農地自然保護地域を管理。
 - 5) 文化部(省): 歴史遺産、文化景観等を管理。
 - 6) 地質鉱産部(省): 地質、天然記念物自然保護地域を管理。
 - 7) 国家海洋局: 海岸、海洋自然保護地域を管理。
 - 8) 中国科学院: 特別に、いくつかの自然保護地域を管理。
- (保護地域管理上の問題点)

世界第3位の国土面積960万km²(日本の26倍)に世界1の人口13億600万人を抱える国家であり、保護地域を効

果的なネットワークとして管理できる組織が未だ確立しているとは言えず、予算と人員不足が原因で管理に資するための科学的な調査も進んでいないと考えられる。自然保護地域周辺の地元住民との関係も必ずしも友好的ではなく、性急に保護地域の数と面積だけを増やしてきた傾向が強いと批評される所以である。これらのことが数値データの不明瞭さにもつながっていると推察される。

CNPPA-East Asiaのフォーラム等で指摘されている中国の保護地域管理上の主要な問題点は、およそ次の6項目である。早くも観光公害が問題点の1つに挙げられている点が注目に値する。

- 1) 保護地域の境界を定める基準ができていない
- 2) 鉱山採掘とのみ調整され、建物、道路建設や埋立て等の開発行為との未調整
- 3) 密猟、密伐の発生
- 4) 牧草地の過度の利用と火入れの影響
- 5) 人口過剰による影響
- 6) 観光公害

2.4. 中国の世界遺産

以上のように中国は、最近では特に経済効果を伴う観光のための保護地域整備に力を入れてきており、レクリエーション利用を主体とする国家公園すなわち事実上の国立公園の整備が進められている。世界自然遺産登録に関しては、3箇所の自然遺産に加えて、いわゆる中国三山が3箇所の複合遺産に1990年代前半を中心に登録されており(表7、8参照) 世界文化遺産10箇所(万里の長城、故宮、敦煌、

表6. 1997-UN List of Protected Areas by IUCNによる中国の保護地域

保護地域の種類	箇所数	面積(km ²)	保護地域の類型
1. 海中公園 (Marine Park)	1	12	
2. 自然保護地域 (Nature Reserve)	571	658,977	, , , , ,
3. 保護地区 (Protected Area)	1	213	
4. 景観地区 (Scenic Area)	34	22,647	, , , ,
5. 野生生物サンクチャリー (Wildlife-Sanctuary)	1	330	
合計	608	682,179	国土面積比 7.1%

注) IUCNデータと中国側のデータ間には若干の相違があり、例えば景観地区が中国側の国家公園に相当しているようであるがその数字は微妙に異なっている(表5と比較)。

表7. 中国の世界自然遺産

名称	英文名称	遺産の特徴	面積(km ²)	登録年
1. 黄龍歴史的景観地域 (四川省)	Huanglong Scenic and Historic Interest Area	エメラルドグリーン湖沼群、崑山山脈主峰、雪宝鼎(5,588m)の麓	700	1992
2. 九寨溝歴史的景観地域 (四川省)	Jiuzhaigou Valley Scenic & Historic Interest Area	大小108湖沼群、G. & L.パンダ・金糸侯保護区。標高3,100mまで。	720	1992
3. 武陵源歴史的景観地域 (湖南省)	Wulingyuan Scenic and Historic Interest Area	奇峰怪石が連なる溪谷、張家界。海拔800~1,300m	264	1992

注) いずれも1997年のIUCN Listでは、Scenic Areaに分類されている。

表 8 . 中国の世界複合遺産 = 中国三山

名称	英文名称	遺産の特徴	面積 (km ²)	登録年
1. 泰山 1,524m (山東省)	Tai Shan	道教の総本山、歴代皇帝が登山	250	1987
2. 黄山 1,873m (安徽省)	Huang Shan	花崗岩 + 松の72垂直峰々は水墨画の世界	154	1990
3. 峨眉山と楽山大仏 3,098m (四川省)	Em Ei Shan and Le Shan Giant Buddha	普賢菩薩の霊場、川辺に鎮座する巨大仏像	154	1996

注1) 黄山及び峨眉山と楽山大仏は、1997年のIUCN Listの中でScenic Areaに分類されているが、泰山はリストに掲載されていない。

注2) ロープウェイや寺院・石段でも有名な人為の入った中国三山が世界遺産に登録されているため、これらに比して富士山を世界遺産に登録するに際しての様々な条件についての検討が一部加えられてもいる。

秦の始皇帝陵、周口店の北京原人遺跡、承徳の避暑山荘、曲阜の孔廟、武当山の古建築物群、ラサのポタラ宮、江西省の瀘山 (Scenic Area)) と合わせて世界的にも大いなる集客力を発揮している。

3. モンゴルの各種保護地域

3.1. モンゴルの自然の背景概観

中国内に内モンゴルが残存する理由として、清朝統治下では外モンゴルと呼ばれたモンゴル国の自然保護を論じる場合、我が国と比べて広大な国土 (156.7万km²は日本の4.1倍) に少ない人口 (256万人) とその12倍もの家畜が生活する国であることを念頭に置かなければならない (表9、10参照)。市場経済に移行したのがつい最近の1992年であるが、我が国、韓国や中国の自然保護施策とは異なり、国有地を国立公園専用地として設定するアメリカ型の国立公

表9. モンゴルの主要家畜頭数 (単位: 万頭)
その環境影響は過放牧 (Overgrazing)

年	ラクダ	牛 (含むヤク)	山羊	馬	羊	合計
1918	23	108	15	115	570	831
24	28	152	220	134	845	1,379
30	48	189	408	157	1,566	2,368
40	64	272	510	236	1,538	2,620
50	84	199	498	232	1,258	2,271
60	86	191	563	250	1,210	2,300
70	63	211	420	232	1,331	2,257
80	59	240	457	199	1,423	2,378
90	54	285	513	226	1,508	2,586
2000	36	350	1,000	308	1,400	3,094

注) 馬のランキングは世界第6位で、世界の馬の5.2%を有する。なお、モンゴル人にとって馬は神聖な動物であり、食せず厳粛に葬る。

表10. モンゴルの人口の変遷 (単位: 万人)
その環境影響は都市化 (Urbanization)

	1919	1959	1963	1969	1979	1986	1991	1997	2001
都市の人口	5 8%	18 21%	41 40%	53 44%	82 51%	105 54%	124 57%	123 52%	146 57%
草原の人口	59 92%	66 79%	61 60%	67 56%	78 49%	90 46%	95 43%	113 48%	109 43%
合計	64	84	102	120	160	195	219	236	255

園の管理を進めようとしている北東アジア地域では貴重な国と評価することができる。

3.2. 自然保護の長い伝統

遊牧民族の国であるモンゴルでは、マルコポーロの時代から狩猟動物のうち、ウサギ、シカ、レイヨウ、サイガの禁漁期間が設定されていた。ウランバートル市東南に位置するボグド・カーン山を聖なる山として保護し始めたのが12~13世紀と古く、1709~1799年には16の山岳地で狩猟、耕作、伐採が禁止された。1778年には、Bogd Khan Uulがモンゴル初の (厳正) 保護地域となり、モンゴルの各種文献にはボグド・カーンを世界でも最古の保護地域の1つと紹介されているとあり、永年にわたるモンゴル人の遊牧生活は自然保護意識とも密接に結びついたものとなっていると考えられる。

近代的には1957年以降「特別保護地域に関する法律」に基づき、保護地域の設定を再開している。現在のモンゴルの生態系とその管理の特徴としては次のような事項が評価されている。

- 1) 生態系レベル; 近隣国では消滅した生物多様性が大量で比較的手付かずの状態、特にゴビ砂漠と東モンゴルのステップに残存する。
- 2) 種のレベル; ユキヒョウとフタコブラクダが国家の自然保護施策の象徴となっているほか、モンゴル野生馬 (プシヴァルツキー・ウマ)、モンゴル名Takhiの原産地への再導入プロジェクトが、主としてオランダの国際技術協力によって成功。モンゴリアン・ガゼル (レイヨウ) のステップを季節移動する様は、世界一の国立公園と称されるタンザニアのセレンゲティー~ケニアのマサイマラ国立保護地域を移動するヌーの大群に匹敵する。



写真2：ウランバートル西約70kmに位置するHustai国立公園への再導入が成功したモンゴル野生馬（Takhi）の家族

3.3.4 種類の保護地域の現況

自然・環境省内のNational Service for Protected Areas and Ecotourism (NSPAE) が設定、管理するモンゴルの保護地域は次の4種類であり、これらの設定数、面積等は表11のとおりである。

- 1) 厳正保護地域：特に科学と文明にとって重要性を持った自然地域であり、自然の特性を保護し、環境上の不均衡を防止することを目的としている。地域内のゾーニングとしては、a. 原生ゾーン、b. 保全ゾーン（復元活動等）c. 制限利用ゾーン（伝統的活動、道路建設等を許容）の3種類がある。
- 2) 国立自然保護公園：歴史、生態及び文化的価値を持った自然地域であり、観光開発に寄与することを目的とするいわゆるアメリカ型の国立公園である。公園内のゾーニングとしては、a. 特別ゾーン（保全目的）、b. 旅行/観光ゾーン、c. 制限ゾーン（b.+放牧を許容）の3種類がある。
- 3) 自然保護地域：以下の4種類の自然特性もしくは自然資源を保護し、又は復元する地域。a. 生態系、b. 希少及び絶滅の危機に瀕した動植物、c. 化石動植物（モンゴルは恐竜化石の産地でもある）、d. 地質学的構造。
- 4) 自然的・歴史的記念物：滝、洞窟、火山などの自然景観、考古学的及び宗教的な場所等のモンゴルの歴史的、文化的遺産を保護することを目的とした地域。

表11. モンゴルの各種保護地域の数と面積

保護地域の種類	箇所数・初設定年	面積 (km ²)	IUCN類型
1) Strictly Protected Area	12 1965年	102,143	
2) National Conservation Parks	16 1992年	88,377	
3) Nature Reserve	16 1993年	18,606	
4) Natural & Historical Monuments	6 1992年	793	
合計	42	209,919	

注) Adiyasuren Ts.Borjigd (1998); Environment and Development Issues in MongoliaとIUCN資料から筆者が編集した。

4種類の保護地域総面積20.99万km²は、全国土面積

156.7万km²の13.4%を占め、中でも著名なものは、1992年に市場経済に移行したばかりの旧社会主義国らしく厳正保護地域に多く見られる。即ち、法に基づく公式上最初の保護地域は、1965年設定のKhasagt Khairkhan Strictly Protected Area (274 km²)で、聖なるBogd Khan Uul S.P.A. (417km²)は1974年設定、全システムの25%強を占める広大なGreat Gobi A & B sites (53,117km²)は、1997年の設定である。

残りの3種類の保護地域はいずれも生物多様性条約を採択した1992年の地球サミット以降の設定であり、これを機にモンゴルにおいてもアメリカ型の国立公園タイプの保護地域の本格的な設定が進められるようになった。なお、1998年以降の最近の5年間で追加設定されたのは、アメリカ型の国立自然保護公園8箇所であり、合計面積にして49,844km²となっている。中国やロシアとの国境を接する地帯におけるTrans-boundary保護地域の相互による設置も進んでいるが、具体的な協力プロジェクトの推進はこれからというところである。



写真3：ウランバートル東約60kmに位置するTerjin国立公園のTourist Camp

3.4. モンゴルの保護地域の管理

厳正保護地域と国立自然保護公園については自然・環境省が規制・管理指針の策定さらには入園料の設定を行い、残りの自然保護地域と自然的・歴史的記念物については関係県知事が自然・環境省と相談の上、管理の責任を有する。自然・環境省内のNational Service for Protected Areas and Ecotourism (NSPAE) 本部職員数はわずか10人程度で、全国10地区のNSPAE支部に200人弱（内Rangerが最も多く、他にProfessionalと事務補助員）の職員がいる。これらの他にも県採用のRangerが約200人おり、日本の50分の1の人口ながら保護地域を管理するRangerの数はほぼ同じということになる。それだけ自然保護に力を入れている証拠でもあり、表12のとおり20世紀後半には放牧地を減少させて、森林面積と保護地域面積とを増加させてきた（表12参照）。

また、1995年の狩猟法に基づき自然・環境省内に8人の国家検査官（Inspector）、県レベルの検査官200人弱、野生生物Ranger500人強を配置している。オランダによる

Takhiの原産地再導入プロジェクトをはじめ、ドイツGTZ、ニュージーランド、デンマークDANIDA、カナダ国際開発センター、米NASA、米Peace Corps（環境教育補助とスタッフの英語教育）、JICA等との自然保護国際協力の推進にも熱心に取り組んでいる。

表12. モンゴルの土地利用の変遷

(単位: 1,000km²)

土地\年	1960	1970	1980	1990	1997
耕作地	5.3	7.4	11.8	13.2	7.8
マグサ、牧草地	9	12.1	16.1	13.6	19.7
放牧地	1,410.9	1,403.5	1,255.5	1,187.7	1,184.6
その他の農地			6	39.7	0.5
森林	114	114	152	152	175.2
水域	14.5	14.5	16.2	16.3	16.8
保護地域	0.4	0.7	54.5	54.5	162.4
その他	12.9	14.8	54.9	90	
合計	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567

注) 放牧地の一部が森林と保護地域にとって代わられている。環境保全と一般的な傾向としてはいい方向と考えられる。

結論

北東アジア地域諸国はそれぞれその特徴と成立過程を異にしたユニークな国立公園・自然保護地域を数多く有しており、相互に訪問することが一層活発になれば様々な自然志向Tourism及びEcotourismの体験を通して相互理解の促進が可能となる位置関係にある。すなわち、本論で見てきた3箇国においても、韓国は歴史的成立過程を異にするものの1962年の第1回世界国立公園会議を契機にわが国のシステムに近い国立公園体系を作り上げている。中国は1980年代以降社会主義に基づいて外客誘致目的の国立公園ではなく国家のための自然保護地域の設置を進めてきたものの1990年代以降では観光の重点を置いた国家公園の設置と整備にも力を入れている。伝統的に自然保護を尊重してきたモンゴルは1992年の地球サミット以降はアメリカ型の国立自然保護公園の設置を進めている。

世界の他の地域と比較して、政治経済的にはまだ地域共同体の形成の方向には向かっていないのが北東アジア地域である。本地域において、環境面さらに特定すれば産業直結型のブラウン分野ではなくグリーン分野の国立公園・自然保護のフィールドを通して地域内相互協力を推進することは、当該地域の平和的安定的な発展に大きく寄与しえると考えられる。これらの施策としては、まず第一に、モンゴルでのTakhi再導入の成功に見るような各種国際協力プロジェクトの一層の開発が考えられる。さらに自然保護地域の管理面での人材の相互交流や合同研修事業といったも

のも考えられる。その際に、UNESCOの世界遺産とは別枠で自然保護分野では世界初ともいえる1984年署名のASEAN Heritage Parks and Reservesを既に設定して域内の国立公園・自然保護地域の管理に関する協力を進めるとともに、域外の協力も積極的に受け入れているASEAN地域が参考になると考えられる。同様に1979年採択で1981年に発効したEUの野鳥保全指令に基づく特別保護地域体系も、野鳥の保護に特化したものではあるが北東アジア地域にとって参考とすべき自然保護協力の体系である。

参考文献 (アルファベット順):

1. Adiyasuren Ts. Borjigid (former Minister for Nature and the Environment of Mongolia) 1998. Environment and Development Issues in Mongolia.
2. CNPPA/EA-1. 1993. Proceedings of the 1st Conference on National Parks and Protected Areas of East Asia pp. 55-56 & 41st Working Session of the IUCN/CNPPA.
3. CNPPA/EA-2. 1996. Summary of Abstracts for Presentations and Case-Studies.
4. IUCN. 1998. 1997 United Nations List of Protected Areas.
5. IUCN. 2005. 2003 United Nations List of Protected Areas. & World Database on Protected Areas 2005.
6. 金憲奎. 1968. 韓国における国立公園設立近況. 国立公園No.219号. pp. 5 9
7. Ministry of Nature and the Environment of Mongolia. 1996. Biodiversity Conservation Action Plan of Mongolia.
8. 田村剛. 1935. 朝鮮及び満州に国立公園の設置を望む. 国立公園No. 9号
9. 薄木三生. 1996. ハラ山と烏の行水山. 国立公園No.544号. pp. 20 26
10. 薄木三生. 2002. 地球環境ハンドブック第2版 9.7 国立公園と自然保護地域 pp.641 650. 朝倉書店
11. Usuki, M. 2005. On the Progress of Protected Areas System in Mongolia during and post Socialistic Regime. Annual Journal of the Asian Cultures Research Institute 2004, No.39. pp.51-60 Toyo University

注: 写真はいずれも筆者撮影。

Current Status and Perspectives on National Parks and Protected Areas in Northeast Asia (Summary)

Mitsuo Usuki

Professor of International Tourism, Faculty of Regional Development Studies, Toyo University

This report first of all provides an overview of the status of the designation and establishment of national parks and protected areas in Northeast Asia, which are the world's largest nature- and eco-tourism resources and which can be viewed as the main destinations for visitors participating in such activities. More specifically, I have conducted a comparative analysis of the characteristics of the mechanisms in the ROK, China (apart from Taiwan, Hong Kong and Macao) and Mongolia and the development of relevant legislative systems in those countries, comparing them with the situation in Japan and the US, the country where national parks originated. Furthermore, while endeavoring to survey the perspectives for the development of soft infrastructure in the field of nature tourism, this paper aims to link these to proposals for regional cooperation in Northeast Asia. Moreover, as there is insufficient material available relating to this subject, the DPRK and Far Eastern Russia have been omitted from this report.

The countries of Northeast Asia have many unique national parks and protected areas that have diverse features and have undergone differing growth processes. Their physical relationship is such that, if visits between them intensified, it would be possible to promote mutual understanding through various experiences of nature- and eco-tourism. More specifically, with regard to the three countries on which this paper focuses, although its historical growth process has differed, a national park system similar to that in Japan has been created in the ROK, triggered by the 1st World Congress on National Parks in 1962 and in response to the establishment recommendation issued by the IUCN (International Union for Conservation of Nature and Natural Resources) in 1966. The ROK now welcomes many nature tourists from within Japan and overseas to its 20 national parks.

Since the 1980s, China has promoted the establishment of various nature reserves on the basis of socialist principles, which focus on the protection of nature and biodiversity for the state, rather than being national parks aimed at attracting foreign visitors. Nevertheless, since the 1990s, China has also devoted its energies to establishing and developing state parks and/on scenic areas where the

emphasis has been shifted onto tourism and which hardly differ at all from national parks in free capitalist countries.

The year when Mongolia, which has traditionally respected the protection of nature, shifted to a market economy happened to coincide with the 1992 Earth Summit. Consequently, since 1992 in particular, it has been promoting the establishment of US-style national nature conservation parks. While adopting measures that will facilitate the transition in terms of land use from extensive pastureland to forests and protected areas, it is promoting international cooperation with various developed countries, relating to the protection of the precious biodiversity of steppe areas.

Compared with other regions around the world, Northeast Asia is not yet really heading in the direction of forming a regional community in political and economic terms. In terms of the environmental aspects, it is conceivable that promoting intra-regional cooperation through the "green" field of national parks and conservation areas rather than "brown" fields directly linked to industry could contribute significantly to stable, peaceful development in this region. Measures in this area could include enhanced development of various international cooperative projects, similar to the successful reintroduction of *takhi* (Przewalski horses) in Mongolia. Furthermore, personnel exchange and joint training projects could be conducted with regard to the management of protected areas. The ASEAN Declaration on Heritage Parks and Reserves, which was signed in 1984, is said to have been the world's first such agreement in the field of nature conservation, separate from UNESCO's world heritage list. Accordingly, it is likely that the ASEAN region, which is promoting intra-regional cooperation in the management of national parks and protected areas, as well as actively undertaking cooperation with bodies outside the region, could serve as a point of reference. Similarly, the special protection areas list based on the EU directive on the conservation of wild birds that was adopted in 1979 and entered into force in 1981 is a system for cooperation in nature conservation upon which Northeast Asia could draw in fields relating to the protection of wild birds.